社会福祉法人　聖華

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間　　令和７年４月１日～令和 13 年３月 31 日までの５年間

2.内容

目標１：計画期間内に男性の育児休業取得日数を３日以上にする。

＜対策＞

●令和７年　４月～　　配偶者が出産することを申出した職員に男性の育児休業についての制度を周知する。
取得予定日が決まり次第、休業中の仕事分担について、関係者と打合せを行う。
育児休業より復帰した職員と面談を行い、同様の状況になった職員の取得促進に役立てる。

●令和８年　３月～　　年度末に取得実績を確認し状況把握に努める。

●令和８年度～令和 12 年度　計画の実施・振り返り

目標２：年次有給休暇取得率を 96％以上にする。

＜対策＞

●令和７年　４月～　　昨年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。ライフワークバランスを取り、業務でのパフォーマンスアップを図る。

●令和７年　９月～　　取得状況の確認。取得率が低い場合は、要因を検討し改善を図る。

●令和８年度～令和 12 年度　計画の実施・振り返り

社会福祉法人　聖華

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間　　令和４年４月１日～令和７年３月 31 日までの３年間

2.内容　　目標：年次有給休暇の取得率を各園 90%以上にする。

＜対策＞

●令和４年　４月～　　年次有給休暇の取得状況を把握する。

●令和４年　６月～　　園長事務長会で取得状況を共有し、取得率の高い園の取組を参考にしながら全体の取得率向上に努める。また、職員に計画的な取得を呼びかける。

●令和５年 １月～　　取得状況を確認する。取得率が低い場合は、園長事務長会を開き問題点や改善点を再検討する。

【女性の活躍に関する情報の公開】

当法人では、女性が活躍しやすいように、下記について情報を公開します。

年次有給休暇取得率（令和２年度実績）

＜全職員＞

	有給付与日数	有給取得日数	有給取得率（%）
聖華保育園	405	385	95.1
水神橋保育園	430	393	91.4
浮間さくら草保育園	450	403	89.5
滝野川西保育園	338	299	85.5
町屋保育園	449	418	93.1
合計	2,072	1,898	91.6